

神戸市議会制度改革検討会協議事項

日 時 令和4年1月18日（火）
市会運営委員会終了後
場 所 26階第1委員会室

1. 設置要綱について

2. 検討項目に対する各会派の意見聴取について

3. 次回予定について

令和4年2月16日（水）市会運営委員会終了後（予定）

定 席 表

(神戸市議会制度改革検討会)

	香 川 議 員○ (つ な ぐ)		○池 田 議 員 (立 憲 民 主 党)	
	あ わ は ら 議 員○ (つ な ぐ)		○よ こ は た 議 員 (立 憲 民 主 党)	
	森 本 議 員○ (日 本 共 産 党)		○外 海 議 員 (日 本 維 新 の 会)	
村 上 議 員○ (無 所 属)	大 か わ ら 議 員○ (日 本 共 産 党)		○住 本 議 員 (日 本 維 新 の 会)	○上 原 議 員 (無 所 属)
松 本 (し) 議 員○ (無 所 属)	吉 田 (謙) 議 員○ (公 明 党)		○安 達 議 員 (自 由 民 主 党)	○平 野 (章) 議 員 (無 所 属)
諫 山 議 員○ (共 創 ・ 国 民 民 主)	壬 生 議 員○ (公 明 党)		○平 井 議 員 (自 由 民 主 党)	○大 井 議 員 (国 民 民 主 党 ・ 友 愛)

○ 坊
(自 由 民 主 党)
議 長

○ 沖
(公 明 党)
副 議 長

神戸市議会制度改革検討会設置要綱（案）

（設置）

第1条 神戸市議会基本条例第22条及び第27条に基づき、同条例の検証や議会制度改革を検討するため、神戸市議会制度改革検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（構成及び会議等）

第2条 検討会は、議長、副議長、交渉会派の団長及び幹事長をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置き、座長には議長が当たる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を招集し、議事を進行する。
- 4 座長に事故あるときは、副議長がその職務を代理する。
- 5 非交渉会派の代表者及びいずれの会派にも属さない議員は、オブザーバーとして会議に出席することができる。
- 6 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 構成員が会議に出席できないときは、当該会派から代理の者を出席させることができる。
- 8 会議は公開とし、傍聴に関しては、神戸市会委員会傍聴規則に準じて、これを遵守する者に許可するものとする。ただし、座長の判断により、会議を非公開とすることができる。
- 9 会議の議事録に関しては、委員会記録調製等要綱に準じて、記録するものとする。

（部会）

第3条 検討会に、実務的な研究・検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、議長、副議長、交渉会派の幹事長をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長には議長が当たる。
- 4 部会長は、部会を招集し、議事を進行する。
- 5 部会は、必要に応じ、研究・検討の経過及び結果を検討会に報告する。
- 6 前条第4項から第9項までの規定は、部会にこれを準用する。

（庶務）

第4条 検討会（部会を含む。以下同じ。）の庶務は、市会事務局政策調査課において処理する。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月18日から施行する。

神戸市議会制度改革検討会 名簿(案)

会派	名前	備考
議長	坊 やすなが	座長
副議長	沖 久 正 留	
自由民主党	安 達 和 彦	
	平 井 真千子	
公明党	吉 田 謙 治	
	壬 生 潤	
日本維新の会	外 海 開 三	
	住 本 かずのり	
日本共産党	森 本 真	
	大かわら 鈴子	
立憲民主党	池田りんたろう	
	よこはた 和幸	
つなぐ	香 川 真 二	
	あわはら 富夫	
国民民主党・友愛	大 井 としひろ	オブザーバー
共創・国民民主	諫 山 大 介	オブザーバー
無所属	平 野 章 三	オブザーバー
無所属	松 本 しゅうじ	オブザーバー
無所属	上 原 みなみ	オブザーバー
無所属	村 上 立 真	オブザーバー

検討項目に対する各党派意見

(1) 神戸市議会基本条例の検証

項目	自由民主党	公明党	日本維新の会	日本共産党	立憲民主党	つなぐ	共創・国民民主
神戸市議会基本条例 (現条例の追加・修正等について)	議長の役割を明確化すべき 〈役割案〉 ・議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たす ・他の議会との連携に努め、議会制度の改革等に積極的に取り組む						

(2) 前回の検討会で残された課題のうち、検討の必要のあるもの

項目	自由民主党	公明党	日本維新の会	日本共産党	立憲民主党	つなぐ	共創・国民民主	
会期	通年・2会期制について	現状は2会期制でも支障はないが、原則は通年議会	2会期制でよい	現状で問題なし	現状のまま通年議会へ移行するのであれば反対。課題が解決できるのであれば賛成。	通年会期制を施行する	現状の2会期制を継続する。	現状のままでよし
	議員任期の変更に伴う集中審議期間 (主に6月)について	6月議会をほぼ1か月前倒し、5月議会とすべき。	元の時期(5月)に戻す方がよい	集中審議期間は5月に変更	5月議会とする案でよい。	集中審議期間を6月から5月に変更	5月議会とする	5月に議会スタートで問題なし
議員定数	・一定数の削減が必要であると考えており、9減の定数60人が妥当 ・政務活動費の充実・使途の見直し等も合わせて議論すべき	9名減し定数を60名とする	0増4減(東灘1、北1、垂水1、西1)	現状の定数69を以前の定数72へもどすべき	削減を含めて検討中	人口比例による議員定数の調整として、北区を1減して、中央区を1増	将来的に60にすべきと考える。段階的な削減案として、64(東灘、兵庫、北、垂水、西、各区1減)を提案	

(3) その他

項目	自由民主党	公明党	日本維新の会	日本共産党	立憲民主党	つなぐ	共創・国民民主
上記以外に検討が必要な事項について		議会活動推進について、意識を持つべき	決算、予算分科会から総括質疑までの期間を余裕を持った日程の設定			・議会報告会を区ごとに選出議員が開催 ・請願、陳情での口頭陳述から採決までの時間を短くする。 ・議会での呼称を「〇〇さん」もしくは「〇〇議員」に変更する。 ・出張時のグリーン車の利用は廃止し、指定席とする。	議員報酬の議論についても検討すべき

※国民民主党・友愛、平野章三議員、松本しゅうじ議員、上原みなみ議員、村上立真議員からは意見の提出がなかった

神戸市議会制度改革検討会

検討項目に対する各会派意見

会派名（自由民主党神戸市議員団）

(1) 神戸市議会基本条例の検証

項目	意見
神戸市議会基本条例	<p>現条例の追加・修正等について</p> <p>○議長の役割を明確化すべきであると考えており、そのための条文を追加したい。</p> <p><条文案> (議長の役割)</p> <p>第〇条 議長は、議会の代表として、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たすものとする。</p> <p>2 議長は、議会及び議員の在り方に関する諸課題の解決を図るため、他の議会との連携に努め、議会制度の改革等に積極的に取り組むものとする。</p>

(2) 前回の改革検討会で残された課題のうち、検討の必要のあるもの

項目	意見
会期	<p>通年・2会期制について</p> <p>○現状は2会期制でも支障はないが、原則は通年議会であろうと考えている。来期から見直すかどうかについては皆様のご意見を聞いたうえで判断したい。</p>
	<p>議員任期の変更に伴う集中審議期間（主に6月）について</p> <p>○震災前のおり、現在の6月議会をほぼ1か月前倒し、5月議会とすべき。</p>
議員定数	<p>議員定数について</p> <p>○福岡市や川崎市など他の同規模の政令市との比較や、行財政改革に取り組んでいる市の現状等を踏まえると、一定数の削減が必要であると考えており、9減の定数60人が妥当であるとする。</p> <p>また、議員が減ることにより仕事に支障を来さないよう、政務活動費の充実・使途の見直し等も合わせて議論すべきであるとする。</p>

(3) その他

項目	意見
その他	上記以外に検討が必要な事項について

令和4年1月7日(金)までに市会事務局政策調査課(田中、安部)まで下記のアドレス宛にメールでご提出ください。

shikai-chosa@office.city.kobe.lg.jp

神戸市議会制度改革検討会
検討項目に対する各会派意見

会派名（ 公明党 ）

(1) 神戸市議会基本条例の検証

項目	意見
神戸市議会基本条例	現条例の追加・修正等について 特段ない

(2) 前回の改革検討会で残された課題のうち、検討の必要のあるもの

項目	意見
会期	通年・2会期制について 2会期制でよい
	議員任期の変更に伴う集中審議期間（主に6月）について 元の時期（5月）に戻す方がよい
議員定数	議員定数について 人口が同規模の川崎市や福岡市と同水準となるよう9名減し、定数を60名とする。

(3) その他

項目	意見
その他	上記以外に検討が必要な事項について 特にないが、現行議会基本条例が求める、議会活動推進について意識を持つべきと考える

令和4年1月7日（金）までに市会事務局政策調査課（田中、安部）まで下記
のアドレス宛にメールでご提出ください。

shikai-chosa@office.city.kobe.lg.jp

神戸市議会制度改革検討会
検討項目に対する各会派意見

会派名（ 日本維新の会 ）

(1) 神戸市議会基本条例の検証

項目	意見
神戸市議会基本条例	現条例の追加・修正等について 特になし

(2) 前回の改革検討会で残された課題のうち、検討の必要のあるもの

項目	意見
会期	通年・2会期制について 現状で問題なし
	議員任期の変更に伴う集中審議期間（主に6月）について 来期より集中審議期間は5月に変更
議員定数	議員定数について 0増4減（東灘1、北1、垂水1、西1） 理由：全国政令市の議員1人あたりの平均値（23719人）で換算。合わせて各行政区の1票の格差是正から検討。

(3) その他

項目	意見
その他	上記以外に検討が必要な事項について 決算、予算分科会から総括質疑までの期間を余裕を持った日程の設定が必要と考える。

令和4年1月7日（金）までに市会事務局政策調査課（田中、安部）まで下記
のアドレス宛にメールでご提出ください。

shikai-chosa@office.city.kobe.lg.jp

神戸市議会制度改革検討会
検討項目に対する各会派意見

会派名（ 日本共産党 ）

(1) 神戸市議会基本条例の検証

項目	意見
神戸市議会基本条例	現条例の追加・修正等について

(2) 前回の改革検討会で残された課題のうち、検討の必要のあるもの

項目	意見
会期	<p>通年・2会期制について</p> <p>市長の専決処分を減らせるという点ではよいが、議案・請願・陳情等の扱いについて通年議会となった場合、一時不再議の適用が長期化するなどの課題解決が必要と考える。</p> <p>状況の変化への対応や議会への市民参加促進という点でも現状のまま通年議会へ移行するのであれば反対。課題が解決できるのであれば賛成。</p>
	<p>議員任期の変更に伴う集中審議期間（主に6月）について</p> <p>議員任期が4月30日開始と変更になるため、集中審議は期間を空けるのではなく5月議会とする案でよい。</p>
議員定数	<p>議員定数について</p> <p>議会制民主主義の根幹であり、住民の意思を十分に反映できるものでなければならない。特に政令指定都市の場合、人口に対する議員定数は、一般市と比べてすくない。神戸市議会基本条例の前文でも「住民の信託にこたえるためには、住民に身近な存在であるとともに、多様な意見を反映することができる議会の更なる充実・強化が求められている」とされている。このことから現状の定数69を以前の定数72へもどすべき。各区の定数については、国勢調査に基づきその都度変更するという現在の方法が妥当。</p>

(3) その他

項目	意見
その他	上記以外に検討が必要な事項について

令和4年1月7日(金)までに市会事務局政策調査課(田中、安部)まで下記のアドレス宛にメールでご提出ください。

shikai-chosa@office.city.kobe.lg.jp

神戸市議会制度改革検討会
 検討項目に対する各会派意見

会派名（立憲民主党神戸市議員団）

（１）神戸市議会基本条例の検証

項目	意見
神戸市議会基本条例	現条例の追加・修正等について 特になし

（２）前回の改革検討会で残された課題のうち、検討の必要のあるもの

項目	意見
会期	通年・2会期制について 通年会期制を施行する （議長判断でいつでも開会できるようにすべきである） 議員任期の変更に伴う集中審議期間（主に6月）について 議員任期の変更に伴い、集中審議期間を6月から5月に 変更する。他の期間は現行どおりで良い。
議員定数	議員定数について 削減を含めて検討中

（３）その他

項目	意見
その他	上記以外に検討が必要な事項について 特になし

令和4年1月7日（金）までに市会事務局政策調査課（田中、安部）まで下記
 のアドレス宛にメールでご提出ください。

shikai-chosa@office.city.kobe.lg.jp

神戸市議会制度改革検討会
 検討項目に対する各会派意見

会派名（ つなぐ ）

(1) 神戸市議会基本条例の検証

項目	意見
神戸市議会基本条例	現条例の追加・修正等について

(2) 前回の改革検討会で残された課題のうち、検討の必要のあるもの

項目	意見
会期	通年・2会期制について ・休会中の視察の日程が組みやすい理由から、現状の2会期制を継続する。
	議員任期の変更に伴う集中審議期間（主に6月）について ・5月議会とする。
議員定数	議員定数について ・人口比例による議員定数の調整として、北区を1減して、中央区を1増の案に賛成する。

(3) その他

項目	意見
その他	上記以外に検討が必要な事項について ・議会の活動を伝えること、市民の意見を聴取することができる議会報告会を区ごとに選出議員が開催する。 ・請願、陳情での口頭陳述から採決までの時間を短くする。 ・議会での呼称を「〇〇さん」もしくは「〇〇議員」に変更する。 ・議会費の削減を目的に、出張時のグリーン車の利用は廃止し、指定席とする。

令和4年1月7日(金)までに市会事務局政策調査課(田中、安部)まで下記のアドレス宛にメールでご提出ください。

shikai-chosa@office.city.kobe.lg.jp

神戸市議会制度改革検討会
検討項目に対する各会派意見

会派名（共創・国民民主）

(1) 神戸市議会基本条例の検証

項目	意見
神戸市議会基本条例	現条例の追加・修正等について 特になし

(2) 前回の改革検討会で残された課題のうち、検討の必要のあるもの

項目	意見
会期	通年・2会期制について 現状のままでよし
	議員任期の変更に伴う集中審議期間（主に6月）について 5月に議会スタートで問題なし
議員定数	議員一人当たり人口を、福岡市（26,006名）、川崎市（25,638名）と同等水準にするためには、将来的に60にすべきと考える。段階的な削減案として、64（東灘、兵庫、北、垂水、西、各区1減）を提案する。

(3) その他

項目	意見
その他	上記以外に検討が必要な事項について 議員報酬の議論についても検討すべきと考える

令和4年1月7日（金）までに市会事務局政策調査課（田中、安部）まで下記のアドレス宛にメールでご提出ください。

shikai-chosa@office.city.kobe.lg.jp